

知的財産権の早期連携保護の展開に関する国家知識産権局の通知

発布日：2017-08-03

国知発管字〔2016〕92号

各省・自治区・直轄市の知識産権局、局機関・専利局の関連部門・局直属の関連部署：

党中央、国務院による、厳格な知的財産権保護の実施に関する政策手配を深く貫徹し、知的財産権の権利擁護援助と早期権利擁護を一層深化させ、産業知的財産権の早期連携保護メカニズムの構築を加速化させ、産業知的財産権の保護体系を確実に整備し、産業構造調整と転換・高度化を促進するために、国家知識産権局は、条件が備わっている地方の優位産業集中区で、一部の重点産業の知的財産権保護センターに依拠し、早期審査、早期権利確定、早期権利擁護を1つに統合し、審査・権利確定、行政法執行、権利擁護援助、仲裁調停、司法連携が連動する産業知的財産権早期連携保護を展開し、「中国（××①・××②）知的財産権保護センター」（①は具体的な「地域」、②は具体的な「産業」）という称号（以下、「保護センター」という）を授与する。関連事項について以下のとおり通知する。

一、業務内容

（一）早期権利擁護の充実化

1. 全力を尽くして早期権利擁護を推進する。保護センターの専利法執行案件処理に対する支持を拡大し、専利法執行の案件処理委託メカニズムを構築、健全にし、案件処理の手続きを大いに簡素化し、専利権侵害紛争等案件の早期処理に積極的に協力し、案件処理効率の更なる向上を促進する。

2. 告発・クレームを全面的に展開する。保護センターで12330知的財産権告発・クレームホットラインを開設し、全国知的財産権権利擁護援助と告発・クレームオンラインプラットフォームに接続し、告発・クレーム早期反応メカニズムを構築し、早期受理、早期処理、早期フィードバックを実現させる。

3. 優位産業のオンライン権利擁護メカニズムを積極的に構築する。保護センターは、大手電子商取引プラットフォームとの接続を加速化し、集中産業のオンライン専利保護協力メカニズムを確立し、オンライン専利権侵害判定相談への対応を積極的に推進する。

4. 不信行為に対する懲戒を確実に強化する。産業集中区知的財産権不信「ブラックリスト」を作成し、繰り返しの権利侵害、専利詐称、行政決定執行拒否、非正常出願の連続的な提出及び法律法規に違反して専利代理に従事する者を「ブラックリスト」にリストアップし、一定期間内にその早期審査通路を利用する専利出願を禁止する。

(二) 早期審査、早期権利確定の深化

1. 早期審査の対象となる権利の種類を段取りよく開拓する。産業発展の実際のニーズに応じて、専利優先審査等の業務メカニズムを効果的に運用し、審査手続きを積極的に改善し、審査資源を合理的に配置し、発明、実用新案と意匠専利出願及び専利審判無効請求の早期審査を全面的に展開する。

2. 早期審査を適用できる産業分野を合理的に拡大する。集中産業、優位産業の発展ニーズに応じて、早期審査の対象範囲を単一分野から関連分野へと拡大する。

3. 専利品質を共同で向上させる。保護センター職員の適格要件を明確にし、業務訓練を強化し、職員の業務能力レベルを向上させ、チームの安定性を高め、各業務の順調な展開を保障する。専利出願の主体要件、様式、内容の予備審査を一層厳格化し、早期審査の品質検査と賞罰メカニズムを確立し、健全化し、専利品質の安定的な向上を共同で促進する。

4. 専利権評価報告書を早期に発行する。産業発展の実際のニーズに応じて、実用新案と意匠専利権評価報告書の早期発行のルートを構築する。

(三) 知的財産権保護協力の推進

1. 行政と司法連携のメカニズムを推進し、充実させる。専利権侵害案件の行政調停前置制度、訴訟中の委託調停制度と専利紛争行政調停合意書の司法確認制度の確立を積極的に推進し、知的財産権巡回裁判法廷の設立を推進する。

2. 社会調停と仲裁メカニズムの確立を促進する。各種の社会調停及び仲裁機構との協力を段取りよく推進し、知的財産権を複数ルートから保護する合力を形成し、共同して各種の知的財産権紛争を解消する。

(四) 専利ナビと知的財産権運用の推進

1. 専利ナビ産業発展の業務メカニズムを確立する。地方の対応する優位産業の特徴に応じて、産業の専利データベースを構築し、国内外における産業専利の布石態勢をフォローし、産業の専利リスクを警報し、産業専利の布石を誘導し、産業の重要分野の核心技術をめぐって、専利ナビと早期審査の連動を強化し、価値が高い核心専利を積極的に育成する。

2. 産業知的財産権の運用を推進する。現地の対応する優位産業の発展のニーズに応じて、保護センターのチェーン全体のサービス資源を十分に利用し、保護センターのサービス能力の建設を強化し、産業協会、産業知的財産権連盟及び大手企業と深く協力し、産業特色がある知的財産権運用サービスの展開を模索し、業界における知的財産権の共同創造、集中管理、共同運用及び自律保護を推進する。

二、保護センターの申込と審査・許可

(一) 申込条件

1. 申込主体は、地級及び地级以上の都市や地域とする。
2. 現地の対応する優位産業の生産高の全国における同種類産業の生産高に占める比率が上位であること。産業の実際のニーズと現地の対応する条件を踏まえて、早期審査、早期権利確定を展開する類別（意匠専利、発明・実用新案専利、三種類の専利）を選択する。対応する類別の専利の出願件数、権利付与件数又は有効専利件数及び発明創造の品質が全国における同種類産業の中で上位を占め、関連産業での知的財産権保護へのニーズが強いこと。
3. 専利行政法執行案件の処理件数が同種類都市（地域）の中で上位を占め、現地の専利行政法執行業務の実績考課結果が全国における同種類都市（地域）の上位三分之一、又は本省の上位を占めること。
4. 地方政府は知的財産権チームの建設を重視し、保護センターの建設に対し必要な保障を提供することができる（付属書を参照）。
5. 申込主体は通常、国家知的財産権強市創設市、知的財産権の試行市、モデル都市、又は国家専利ナビ産業発展実験区を設けている都市とする。同等な条件においては、以上の都市からの申込を優先的に受け入れる。

（二）申込と審査・許可

保護センターの設立を申し込む都市（地級及び以上）や地域は、地方政府が所在する省（自治区、直轄市）の知識産権局（以下、「省の知識産権局」という）に対して書面による申込資料を提出する。申込資料においては、申込条件を中心に、関連内容を明確化、詳細化し、業務目標、取り組み及び保障条件等の保護センター建設案を提案する。省の知識産権局は、審査を経て認可した後、推薦状の形で、更なる審査・許可のために国家知識産権局に提出する。申し込み地域が省、自治区、直轄市である場合は、地方政府が直接申し込むこととする。

国家知識産権局は、客観・公正の原則に従って、申込資料が完備し、条件が基本的に揃っている地域に対しては、現場考察を組織し、申込主体の条件とニーズを総合的に考え、条件が優れた主体を選択して保護センターの設立を許可する。

三、業務要求

省の知識産権局は、積極的に保護センターの各項目の建設を推進し、保護センターの建設と業務状況に対し指導と検査を行い、政策、法規制定、チーム建設及び条件支持等から、保護センターに対する援助を拡大するように、地方政府と調整する。保護センター所在地の知識産権局は、保護センター建設業務責任制を確立し、業務プランを研究、制定し、各業務を指導し、保護センターの職員に対する業務研修を実施し、保護センターに法執行案件処理の展開を依頼し、人員を確保し、職員の素質が職場のニーズに適合することを確実に保証し、生じ得る非正常出願の監視、処理に協力する。

地方政府は、政府指導者が先導し、各関連部門が参与する業務指導メカニズムを構築し、保護センターの条件建設、チーム建設を積極的に支持し、行政法執行と司法保護の効果的連携を協調的に推進し、知的財産権巡回審理メカニズムの構築を推進する。

保護センターは、効率的な知的財産権侵害、模倣案件処理プロセスを制定し、委託や授権に基づいて早期案件処理を強化し、案件処理の品質を確保し、案件処理効率を向上させる。通常、専利詐称案件と意匠専利権侵害案件については10日以内、発明及び実用新案専利権侵害案件については1ヶ月以内に結論を出す。また、早期審査、早期権利確定のタイプ別に、業務プロセスを詳細化し、適時に予備審査を行い、予備審査の品質と効率を確保し、専利出願の受理及び審査過程における機密保持規定を厳格に遵守する。

四、監督と考課

国家知識産権局は、保護センターの建設と運用に監督、指導を与え、保護センター職員に対する職務教育と能力向上トレーニングを強化し、業務交流と業務監督活動に取り組む。各保護センターに対する年度業績考課を組織する。考課内容には、専利権侵害紛争調停状況、予備審査の件数と品質、非正常出願と規定外分野の受理状況、チーム建設、条件保障状況、及び業務メカニズム構築、運行状況等が含まれる。考課が不合格（60点以下）であった又は考課ランキングが下位10%の保護センターに対しては、期限内の是正を命じる。2年連続で考課が不合格であった又は考課ランキングが下位10%となった保護センターに対しては、その早期審査、早期権利確定及び早期権利擁護に参与する資格を取り消す。

付属書：保護センター建設ニーズ試算表

国家知識産権局

2016年11月23日

担当者：関 健

電 話：010-62086299

保護センター建設ニーズ試算参考表

基本要素	ニーズ試算			備考
完成年度 基本作業量	意匠専利	発明・実用新案専利	全種類の専利	保護センターの業務内容によると、保護センターの事業性質は、公益役務性質であり、授権と委託に基づいて、専利法執行協力作業と専利審査予備審査等の作業を展開することができる。
	10人・年	15人・年	20人・年	
建設と 運行条件	業務条件整備費用	保護センターの年間運行費用		
	150万元以上	100万元以上		
場 所	300平方メートル以上			

注：

(1) 本表は、地級市に設けている既存の知的財産権早期権利擁護センターの対応する最低のデータ、かつ単一産業分野のニーズに基づいて、試算されたものである。

(2) 省級保護センターの関連試算基準は、地級市基準×管轄下の地級市の数量/3である。

出所：2017年8月3日付け国家知識産権局ウェブサイトを基にジェトロ北京事務所
で日本語仮訳を作成

https://www.cnipa.gov.cn/art/2017/8/3/art_2044_113366.html

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するこののではないことを予めご了承ください。